

電話交換設備設置作業（徳島運輸支局本庁舎）仕様書

1. 適用

本仕様書は、国土交通省四国運輸局が発注する「電話交換設備設置作業（徳島運輸支局本庁舎）」（以下、「本作業」という。）に適用する。

2. 目的

本作業は、徳島第2地方合同庁舎地下1階に設置している電話交換設備が廃止されることにともない、同庁舎3階に徳島運輸支局単独の電話交換設備を導入するものである。

3. 履行場所

徳島県徳島市万代町3丁目5番地

徳島第2地方合同庁舎 3階 徳島運輸支局 事務室ほか

4. 履行期間

契約締結日から令和7年12月22日(月)まで

5. 業務内容

- (1) 本作業に関する回線提供会社等との調整業務 1式
- (2) 新設電話交換設備機器調達及び搬入・設置作業 1式
- (3) 構内ケーブル敷設・成端等配線作業 1式
- (4) 電話機取替作業 1式
- (5) 新旧主装置切替作業 1式
- (6) 検査及び試験調整等 1式
- (7) データ設定作業 1式
- (8) 既設電話機10台及び専用部内既設ケーブルの撤去及び廃棄処分 1式
- (9) 職員への使用方法説明 1式
- (10) その他上記に付随する作業 1式

6. 調達物品

項目	数量	備考
電話交換装置（主装置）	1式	
電源装置	1式	
留守応答装置	1式	主装置内蔵でも可
音声応答装置	1式	主装置内蔵でも可
デジタル多機能電話機	9台	12ボタン以上
デジタル多機能電話機	2台	12ボタン以上、停電対応

7. 機器仕様

(1) 一般事項

- ① 電気通信回線設備に接続する端末機器は、本仕様書によるほか、電気通信事業法及び電波法に適合したものとし、電氣的規格は、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に定めるところによる。
- ② 構内交換装置は、交換装置、電源装置、本配線盤、電話機等により構成し、構内の電話施設相互及び一般公衆電話交換網に所属する電話施設との間を接続するものとする。なお、パッケージ及びユニットは、次による。
 - (ア) パッケージは、交換装置を構成する回路部分が装着された最小単位の基板とする。
 - (イ) ユニットは、パッケージの集合体、電源装置、処理装置等が組込まれた装置とする。
 - (ウ) パッケージ及びユニットの標準回線数は、製造者の標準とする。
- ③ 構内交換装置の局線、内線並びに電源装置の実装数及び容量は、次による。
 - (ア) 局線及び内線の回線種別並びに回線数（実装数及び容量）は、以下のとおり。

局線種別		実装	容量	備考
局線数	アナログ回線	3	4	
内線数	デジタル多機能電話	11	15	
	複合機	1	1	既設の複合機を使用

- (イ) 実装数は、当初実装されたパッケージの範囲内で使用可能な回線数とする。
 - (ウ) 容量は、基本サービス機能及び本仕様書に示された機能に係るソフトウェアを変更することなく、パッケージの増設、ユニットの増設、架の増設等により収容可能となる回線数とする。
 - (エ) 電源装置の容量は、(ウ)に規定する容量に応じたものとする。ただし、交換装置一体形電源装置でユニット又は架の中に電源装置の増設が可能な場合は除く。
- ④ 外部配線との接続には、接続する電線に適合する端子又はコネクタを用い、符号又は番号を明示する。ただし、容易に判断できるものは省略することができる。
 - ⑤ 配線孔は、配線孔は、電線の被覆を損傷するおそれのないようにブッシングで保護する。ただし、被覆を損傷するおそれのないものは除く。
 - ⑥ 金属製の外箱には、製造者の標準による接地端子を設ける。
 - ⑦ 充電部が露出する部分は、外部から手を触れられない構造とする。
 - ⑧ 交換装置に附属するケーブルラック、ダクト等は、製造者の標準とする。

(2) 電話交換機（主装置）

- ① 局線応答方式：分散着信可能な方式
- ② 周囲条件：温度 5～40℃、湿度 30～80%
- ③ サービス機能：

保留タイマ、保留音、短縮ダイヤル、秘話、代理応答、局線別着信、相手番号自動再送、音声呼び出し、会議通話、オンフックダイヤル、コールバックトランスファ、ハウラ音

自動送出、内線代表、局線着信転送、番号通知機能、ナンバーディスプレイ、その他製造者標準

④ 保守・運用機能：

障害データ、トラフィックデータの蓄積、取出し形式、取出し方法等は、製造者の標準とする。

⑤ 構造：自立型

⑥ 冷却方式：自然空冷

⑦ 制御方式：蓄積プログラム制御方式

⑧ 通話路方式：PCM 時分割方式

⑨ サービス機能：

内線・外線管理、保留・転送機能、留守番電話機能、音声応答機能、複合機連携機能、マルチ接続、ピックアップ、ナンバーディスプレイ、夜間切替、その他メーカー標準

(3) 電源装置

電源装置は、製造者の標準とし、停電補償時間は、10 分間とする。

(4) 留守応答装置

① メッセージ録音時間：最大 30 分

② 録音通知音声メッセージ機能（音声合成）付きで使用者が音声を編集可能であること。

(5) 通話録音装置

① 録音時間：60 分以上

② 録音アナウンス：最大 20 秒程度可能

③ 自動音声は、音声合成で、使用者により編集等が可能なもの。

④ スケジュール登録により、自動応答への自動切り替えが可能なもの。

(6) デジタル多機能電話機（9 台）

① 12 ボタン以上

② 液晶ディスプレイ（漢字表示）

③ ナンバーディスプレイ対応

④ 機能ボタン等の登録により、交換装置に設定された各種サービス機能が利用できること。

(7) デジタル多機能電話機 (2 台)

- ① 12 ボタン以上
- ② 液晶ディスプレイ (漢字表示)
- ③ ナンバーディスプレイ対応
- ④ 機能ボタン等の登録により、交換装置に設定された各種サービス機能が利用できること。
- ⑤ 停電時に本装置とともに使用可能であること。

8. 機器の設置場所

別紙参考図のとおり。

9. 作業要領

- (1) 受注者は、作業に先立ち、作業計画に関する以下の資料を作成し、監督職員に提出すること。
 - ・ 実施工程表
 - ・ 緊急時連絡体制表
- (2) 作業計画の作成にあたっては、対象施設の業務に支障がないよう配慮すること。また、職員に加え、来庁者等第三者の安全確保に配慮すること。
- (3) 作業日及び作業時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)の 8 時 30 分から 17 時とする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、具体的な作業日時及び場所については、監督職員と協議の上決定する。
- (4) 作業場所において、別途作業を行う第三者がいる場合、監督職員が必要に応じて工程等の調整を行うので、受注者は、その調整に従わなければならない。
- (5) 作業用の電力及び水については、既設負荷への波及がない限り、既存設備から無償で利用することができる。
- (6) 工具・機材等の運搬用車両等本作業に関して使用する車両については対象施設の駐車場を利用することができる。
- (7) 作業関係者は対象施設内のトイレを利用することができる。
- (8) 作業中の資機材の置場所は、事前に監督職員と協議の上決定すること。
- (9) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業、停電、断水等施設の使用に影響のある作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- (10) 各作業に際し、必要な資格を有する者が作業を行うこと。
- (11) 受注者は、作業に従事する者に対して名札もしくは腕章を着用させるものとする。なお、庁舎管理等の理由により発注者から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (12) 作業にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、作業の円滑な進行を図るとともに、常に安全に留意し、作業に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (13) 建物内での火気の使用は、原則として行わない。
- (14) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう作業現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
- (15) 作業にあたっては、既存構造物等を汚損しないよう適切な養生を行うこと。なお、作業の際

に既存構造物等を汚損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、承諾を受けて原状に準じて補修する。なお、これに伴う経費は全て受注者の負担とする。

(16) 作業終了時には、適切な後片付けを行い、監督職員に終了の報告をすること。

10. 特記事項

- (1) 本作業には、業務内容に掲げる作業のほか、関連する打ち合わせ、資料作成等の一切を含むものとする。なお、本仕様書に記載なき事項であっても作業の履行上当然必要とされる事項については、受注者の負担において実施すること。
- (2) 本作業に使用する納入機器、付属品、雑材料は全て新品とする。なお、納入機器は令和7年9月1日時点で新規生産が行われている機種であり、かつメーカー側が生産終了を発表している機種でないこと。
- (3) 廃止予定の既設電話交換設備は、対象施設地下1階の通信ハンドホールから電話回線を引き込み、地下1階に設置されている電話交換機に接続し、当該機器から各階E P S室を通過して3階の徳島運輸支局専用部まで配線されている状況である。既設の電話配線図の閲覧が必要な場合は発注者に申し出ること。
- (4) 作業に先立ち、配線等の確認をすること。
- (5) 主装置は3階E P S室内に設置し、E P S室内分電盤の空ブレーカーに接続すること。その際、必要な配線工事等も実施するものとする。また、必要な転倒防止対策を実施すること。
- (6) 設置後に監督職員立会のもと総合調整試験を実施すること。
- (7) 総合調整試験後に、機器を使用する職員に使用方法の説明を行うこと。なお、説明日時については監督職員と調整すること。
- (8) 撤去した電話機及び発生材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適切に処理すること。

11. 完成図書

- (1) 作業完了後、以下の資料を発注者に提出すること。
 - ・ 配線（概略）図 1部
 - ・ 機器の取扱説明書 1部
 - ・ 機器の保証書 各1部
 - ・ 作業写真（作業前、作業中、作業完了後） 1部
- (2) (1)の資料は電子データ(CD-R)による提出（データ形式：PDF形式またはJPEG形式）を可とする。

12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

1 3. 秘密の保持

受注者は、本作業の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 4. その他

本件契約書及び本仕様書に定めのない事項又は本件について疑義が生じた事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。